議案第５６号

令和７年度香春町水道事業会計補正予算

令和７年度　香春町水道事業会計補正予算（第３号）

（総　　則）

第１条　令和７年度香春町水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第２条　令和７年度香春町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支　　出			
第１款　水道事業費用	272,329 千円	2,170 千円	274,499 千円
第１項　営　業　費　用	254,682 千円	2,170 千円	256,852 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第３条　予算第４条本文括弧書中「95,978千円」を「97,218千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収　　入			
第１款　資本的収入	110,300 千円	17,600 千円	127,900 千円
第１項　工事負担金	2,800 千円	12,000 千円	14,800 千円
第４項　他会計出資金	6,500 千円	5,600 千円	12,100 千円
支　　出			
第１款　資本的支出	206,278 千円	18,840 千円	225,118 千円
第１項　改良事業費	172,347 千円	17,069 千円	189,416 千円
第４項　固定資産購入費	2,117 千円	1,771 千円	3,888 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第４条　予算第８条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	32,832 千円	1,109 千円	33,941 千円

（たな卸資産購入限度額）

第５条　予算第９条中「30,000千円」を「38,000千円」に改める。

令和７年１２月９日提出

福岡県香春町長　　鶴　我　繁　和

令和７年度　香春町水道事業会計補正予算明細書

収益的支出

（１款）水道事業費用　　（１項）営業費用　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節	金　額	
1				手　当	5,471	既決予定額　5,068
原水及び浄水費	108,527	1,436	109,963			会計年度任用職員期末勤勉手当　403
						計　403
				報　酬	14,276	既決予定額　13,436
						会計年度任用職員給料　840
						計　840
				法定福利費	2,122	既決予定額　1,929
						会計年度任用職員社会保険料　193
						計　193
2				燃　料　費	514	既決予定額　314
配水及び給水費	21,285	200	21,485			燃料費　200
						計　200
4				給　料	8,202	既決予定額　7,953
総　係　費	43,517	534	44,051			給料　249
						計　249
				手　当	4,858	既決予定額　4,712
						期末勤勉手当　141
						地域手当　5
						計　146
				法定福利費	3,558	既決予定額　3,419
						職員共済組合費　105
						退職手当負担金　30
						公務災害負担金　4
						計　139
計	254,682	2,170	256,852			

資本的収入

（１款）資本的収入　　（１項）工事負担金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節	金　額	
1				工事負担金	14,800	既決予定額　2,800
工事負担金	2,800	12,000	14,800			国道322号線12号橋建設に伴う配水管及び導水管移設工事　12,000
						計　12,000
計	2,800	12,000	14,800			

（１款）資本的収入　　（４項）他会計出資金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節	金　額	
1				他会計出資金	12,100	既決予定額　6,500
他会計出資金	6,500	5,600	12,100			一般会計出資金　5,600
						計　5,600
計	6,500	5,600	12,100			

資本的支出

（１款）資本的支出　　（１項）改良事業費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節	金　額	
1				給　料	7,739	既決予定額　7,485
配水設備改良費	172,347	17,069	189,416			給料　254
						計　254
				手　当	6,089	既決予定額　5,943
						期末勤勉手当　141
						地域手当　5
						計　146
				法定福利費	3,495	既決予定額　3,320
						職員共済組合費　145
						退職手当負担金　30
						計　175
				委　託　料	8,774	既決予定額　8,280
						地質調査業務委託　494
						計　494
				工事請負費	98,000	既決予定額　82,000
						配水管布設替工事等　16,000
						計　16,000
計	172,347	17,069	189,416			

（１款）資本的支出　　（４項）固定資産購入費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	節	金　額	
1				機械	2,722	既決予定額　2,117
固定資産購入費	2,117	1,771	3,888	及び装置		電磁式水道メーター　605
						計　605
				工具	1,166	既決予定額　0
				及び備品		漏水探知機　２台　1,166
						計　1,166
計	2,117	1,771	3,888			

令和７年度　香春町水道事業会計補正予算給与費明細書

一般職

(1)総括

ア　会計年度任用職員以外の職員

（単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	4 (0)	0	15,941	10,947	26,888	7,053	33,941	
補正前	4 (0)	0	15,438	10,655	26,093	6,739	32,832	
比較	0 (0)	0	503	292	795	314	1,109	

備考　１　この表は、給料をもつて支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
２　（　）内は、再任用短時間勤務職員について外書きすること。

（単位：千円）

	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	その他の手当
職員手当の内訳	補正後	552	331	99	462	0	2,500	6,763	240
	補正前	552	321	99	462	0	2,500	6,481	240
	比較	0	10	0	0	0	0	282	0

イ　会計年度任用職員

（単位：千円）

区分	職員数（人）	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	6 (6)	14,276	0	5,471	19,747	2,122	21,869	
補正前	6 (6)	13,436	0	5,068	18,504	1,929	20,433	
比較	0 (0)	840	0	403	1,243	193	1,436	

備考　１　この表は、報酬又は給料をもつて支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。
２　（　）内は、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

（単位：千円）

	区分	扶養手当	地域手当	通勤手当	住居手当	管理職手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	その他の手当
職員手当の内訳	補正後	0	0	0	0	0	0	5,471	0
	補正前	0	0	0	0	0	0	5,068	0
	比較	0	0	0	0	0	0	403	0

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

ア　会計年度任用職員以外の職員　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	503	給与改正に伴う増減分	503	人事院勧告
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	292	制度改正に伴う増減分	292	人事院勧告
		その他の増減分	0	

イ　会計年度任用職員　（単位：千円）

区分	増減額	増減事由別内訳		備考
給料	0	給与改正に伴う増減分	0	
		昇給に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	403	制度改正に伴う増減分	403	人事院勧告
		その他の増減分	0	

(3)給料及び職員手当の状況

ア　職員1人当たり給与

区分		行政職	技能職
令和7年12月1日現在	平均給料月額（円）	332,104	0
	平均給与月額（円）	362,188	0
	平均年齢（歳）	41.2	0.0
令和7年9月1日現在	平均給料月額（円）	321,625	0
	平均給与月額（円）	351,500	0
	平均年齢（歳）	40.9	0.0

イ　初任給

（単位：円）

区分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	200,300	147,900	200,300	207,400
大学卒	232,000	—	232,000	—

ウ　級別職員数

区分	行政職			技能職			区分	行政職			技能職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比		級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
令和7年12月1日現在	1級	0	0.0%	1級			令和7年9月1日現在	1級	0	0.0%	1級		
	2級	0	0.0%	2級				2級	0	0.0%	2級		
	3級	3	75.0%	3級				3級	3	75.0%	3級		
	4級	1	25.0%	4級				4級	1	25.0%	4級		
	5級	0	0.0%	5級				5級	0	0.0%	5級		
	6級	0	0.0%					6級	0	0.0%			
	計	4	100.0%	計	0	0.0%		計	4	100.0%	計	0	0.0%

（級別の標準的な職務内容）

区　分	一般職	単純労務職
1級	主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
2級	主任主事、技師の職務	用務員等、給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員、事務補の職務
3級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、係長、主査の職務	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 相当困難な業務を行なう用務員等の職務
4級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課長補佐又は相当困難な業務を所掌する係長、及び特に困難な業務を所掌する主査の職務	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 困難な業務を行う用務員等の職務
5級	水道事業布設工事監督者、水道技術管理者、課等の長又は相当困難な業務を所掌する課長補佐及び主幹の職務	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う給食調理員、作業員、自動車運転手、一般技能職員及び事務補の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務
6級	水道技術管理者、困難な業務を所掌する課等の長の職務	

エ　昇給

区分			合計	行政職	技能職
補正後	職員数　（A）　（人）		4	4	0
	昇給に係る職員数　（B）（人）		4	4	0
	号級数別内訳	2号給（人）	0	0	0
		3号給（人）	1	1	0
		4号給（人）	3	3	0
		8号給（人）	0	0	0
	比較（B）／（A）（%）		100.0	100.0	0.0
補正前	職員数　（A）　（人）		4	4	0
	昇給に係る職員数　（B）（人）		4	4	0
	号級数別内訳	2号給（人）	0	0	0
		3号給（人）	1	1	0
		4号給（人）	3	3	0
		8号給（人）	0	0	0
	比較（B）／（A）（%）		100.0	100.0	0.0

オ　期末手当、勤勉手当

区分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
	6月（月分）	12月（月分）	計（月分）		
補正後	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有	
補正前	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有	
国の制度	2.300 (1.200)	2.350 (1.250)	4.650 (2.450)	有	

※　（　）内は、再任用職員の標準的な支給率

カ　定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者（月分）	25年勤続の者（月分）	35年勤続の者（月分）	最高限度（月分）	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	
国の制度（支給率等）	24.586875	33.27075	47.709	47.709	有	

キ　地域手当

支給率　（%）	支給対象職員数　（人）	国の指定基準に基づく支給率（%）
2	4	4

ク　特殊勤務手当

区分	全職種	行政職	技能職
給与総額に対する比較　（%）	－	－	－
支給対象職員の比較　（%）（令和7年6月1日現在）	－	－	－
代表的な特殊勤務手当の名称	伝染病防疫作業手当・行旅死亡人取扱業務手当		

ケ　その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同　じ	－
住居手当	同　じ	－
通勤手当	同　じ	－